

議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから3日目の会議を開きます。

(午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第74号 山北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、総務環境常任委員会に付託してありましたので、総務環境常任委員会の審査報告を委員長より求めます。

議席番号10番、小栗直治総務環境常任委員長。

10番 小栗 それでは、総務環境常任委員会の審査報告をいたします。

平成30年12月6日、午前10時45分から役場401会議室において、委員7名及び町長、副町長、総務防災課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、平成30年12月5日の本会議で当委員会に付託された「議案第74号 山北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について」を審査しましたので、その審査の過程並びに結果を報告します。

出席者、小栗直治委員長、井上正文副委員長、藤原浩委員、瀬戸恵津子委員、川村俊治委員、渡辺良孝委員、府川輝夫委員でございます。町出席者、町長、副町長、総務防災課長。

会議に入る前に副町長から昨日の本会議で配付された議事日程の中で、総務環境常任委員会に付託された議案第74号の記載が「派遣に関する条例の制定について」となっていましたが、正式には「派遣等に関する条例の制定」ということで、「等」が抜けていたので、この場でおわびし、訂正させていただきたい旨の発言があり、了承をしました。

委員長の挨拶の後、町長が出席していただいておりますので、町長の挨拶をいただきました。

次に、総務防災課長より条例及び資料の説明後、直ちに質疑に入りました。

渡辺委員。第6条の中に「他の職員との権衡上必要と認められる」とあるが、余り聞かない言葉であるが、「権衡」とはどのような意味なのか。

総務防災課長。少し難しい漢字となっておりますが、国の法律ではこのよう

な漢字で定めています。つりあいという意味になります。

井上副委員長。派遣の決定をしていく場合、いろんなことが起こってくると思います。派遣の取り決めに条文化していますが、例えば職員の派遣が応じるといふ行為の発展していく場合に、その職員の同意というものは、どのようなになるのか。

総務防災課長。どこの市町村でもそうですが、首長が任命権者で私たち職員は動いています。まず、意向打診があります。家庭の事情など、よほどのことがなければ、それに従って職員は動くこととなります。本条例による派遣もこれと同じように考えています。身分は町の職員と同様で、給料も同様となります。

井上副委員長。辞令だから行ってくださいということだと、仮に私はちょっと向いていないということが発生した場合どうするのか。

総務防災課長。山北町の場合、常に1年に1回以上、副町長と教育長が職員との面接を行っています。そのときのやりとりの中で、まずは向いているかどうかということは聞き取りで行います。150人の職員ですので、副町長が一人一人30分から1時間程度、面接をします。それで、まず適正かどうかを判断した中で、まず内示をします。それでも嫌だと言われたら、やはり違う職員ということになると思います。今までの例からすると、職員の意向もかなり重視されています。

瀬戸委員。これまで条例がなかったが、問題などはなかったのか。

総務防災課長。これまでも全国のいろいろなところに市町村の職員は派遣しておりました。山北町で私が知っている範囲でも社会福祉協議会の事務局長などもいました。そうすると各市町村でそれぞれの職員の処遇について、違いが出てしまうということで、それではいけないということで、どの市町村でも派遣する場合、同じ処遇となるようにこの法律が制定されたものです。

渡辺委員。特に派遣期間が規定していないが、期間の考え方はどのようになっているのか。

総務防災課長。条例では決めていませんが、法律で決まっており、通常3年以内、延長で最長5年まで可能ということになっております。

藤原委員。総務省のこの法律に関する概要の説明で示されている中で、今

説明のあった期間の問題ですとか、手続上の取り決めに示すなど、職員のことについて書かれています。これらについて特に条例上には明記されていないということでしたが、明記しなくても上位法で規定されているという理解でよいか。

総務防災課長。基本的にはそうですが、上位法で全て決めておりません。他の市町村の例を見ますと、協定書のようなものを締結しているようです。ですから山北町と例えば社会福祉協議会との間で、派遣の期間、給与、旅費、勤務時間、サービス、福利厚生や研修など、どのようなものを受けられるかといったことを、協定で事細かに決めていきたいと考えております。

川村委員。第5条の「当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む」を公務とみなすということはどういうことか。

総務防災課長。まず労働者災害補償保険法第7条第2項ということは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害または死亡に関することになっています。町職員は地方公務員ということで公務のときも通勤中のときも事故等にあったら補償を受けられます。例えばこれが派遣先の団体に派遣されているときの通勤時や業務中に事故した場合はどうなるのかというと、こういった場合でも町の仕事をしていたと同様に地方公務員の災害補償が受けられるということです。

府川委員。先ほどの資料で想定されている派遣先が四つ示されています。そして条例の第4条に給料及び手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができるかと書かれています。具体的にはこの四つの団体に派遣した場合どうなるのか。また、これはどういう職務権限で行ったかによって変わるのかお示しをいただきたい。

総務防災課長。派遣する場合、かなり町長の施策に優先されていくようになると思います。やはり町の職員も限られた数ですので、その限られた人材の中で派遣するためには、町の施策がかなり色濃く出なければならないと思います。そうしますと規定では、派遣先の状況により100%以下でもよいということになりますが、想定としては100%を考えています。

渡辺委員。現在行っている人事交流などの違いを確認したい。

総務防災課長。まず国があります。大きい市ですと国にも職員を派遣して

います。その場合は派遣の規定がありませんので、地方公務員を一度辞めて国家公務員になります。これが国に行く場合です。

次に、都道府県や市町村に派遣する場合、地方自治法により交流が認められています。

そして今回の法人については、派遣法で認められるということになります。

小栗委員長。山北町の職員の定数条例に将来影響があるのかどうか。派遣職員がふえてきた場合に今までの行政改革の中で職員を減らしてぎりぎりだと思いが、再任用を考えたときにこれはふえる可能性があるのではないかと。このことについて、検討はしているのか。

副町長。将来、派遣を行うことによって職員が足りなくなるということは想定しておりません。あくまでも職員の中でやることであって、職員が不足すれば派遣しないということです。

小栗委員長。これは派遣先との協定になると思うが、地方公務員法の交流と同じように相互交流の協定もあり得るのか。

総務防災課長。今回の派遣法による想定では交流ではなく一方通行であります。

渡辺委員。この条例が施行されると、来年度、派遣をする考えはあるのか。

副町長。現時点では、お答えすることはできません。

小栗委員長。現在、小田原市消防や足柄西部清掃組合に派遣していますが、これは派遣法による派遣には算入されてこないということによいのか。

総務防災課長。足柄西部清掃組合や小田原市消防につきましては、地方公共団体になりますので、自治法の派遣になります。

以上で質疑を終了し、「議案第74号 山北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について」は、全員賛成で了承されました。

以上です。

議 長 付託議案に対する常任委員会の審査報告が終わりましたので、議案第74号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論がないので、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありません

か。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第 74 号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって議案第 74 号は原案どおり可決されました。

日程第 2、請願第 5 号 山北町議会議員の定数 2 名削減と来春 4 月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願書を議題といたします。

なお、本件につきましては、山北町議会議員の定数 2 名削減と来春 4 月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願に対する特別委員会に付託をしてありましたので、委員会の審査報告を委員長より求めます。

議席番号 7 番、瀬戸顯弘山北町議会議員の定数 2 名削減と来春 4 月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願に関する特別委員会委員長。

7 番 瀬 戸 皆さん、おはようございます。

それでは、平成30年12月6日に行われました特別委員会の審査報告をいたします。

山北町議会議員の定数 2 名削減と来春 4 月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願に関する特別委員会審査報告をいたします。

平成30年12月6日午前9時から401会議室において、委員13名及び議長の出席を得て、山北町議会議員の定数 2 名削減と来春 4 月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願に関する特別委員会を開催し、平成30年12月5日の本会議で当委員会に付託された請願第 5 号について審査しましたので、その審査の経過並びに結果を報告いたします。

出席者、瀬戸顯弘委員長、鈴木登志子副委員長、熊澤友子委員、藤原浩委員、井上正文委員、児玉洋一委員、原憲司委員、石田照子委員、瀬戸恵津子委員、小栗直治委員、川村俊治委員、渡辺良孝委員、庄野京子委員、府川輝夫議長。

陳述人、山北町議会議員定数 2 名削減と 2 期 8 年の無投票を許さない会代表、高橋庸祐。

事務局請願内容朗読の後、「請願第 5 号、山北町議会議員の定数 2 名削減

と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願書」について審査しました。

瀬戸顯弘委員長から、定足数に達している旨及び傍聴、陳述人の可否を問われ、委員全員賛成で、傍聴許可と陳述人からの陳述を受けることとした。

陳述人に陳述を許可し討論に入った。

陳述人高橋庸祐。今回の署名活動で感じたことは、署名活動を主体的にやっていただけの人が決定的に不足していることである。署名活動の紙が回ってくれば署名するという人は全有権者の8割はいると思う。ですが、署名者数は400名余りとどまっている。この数が有権者の総意とは到底考えられない。ですが、積極的に署名活動をしてくれる人の数は限られる。署名用紙は3,000枚以上が残っています。署名用紙を持って自分の近所を回るとするのは、勇気と時間と辛抱を要します。この大変なことが署名人数に端的にあらわれていると思います。

一方、どんなに署名を集めても、その数をもってしても議員定数が削減することはないということがわかってきました。その作業は議員総意で条例を変えるしかないということです。ここに住民の総意と署名活動をめぐっての議員の皆様の中に、大きなギャップがあると考えている。

先般、元役場職員で議会事務局を経験された方から、思いも寄らぬ話を聞かされた。議員定数を減らすと各部会が成り立たなくなるということでした。次のように言われました。部会が成り立たなくなるから議員定数削減はまずいということは本末転倒である。それはおそらく議員定数28名時代の話で、それがその半数の14名、さらには12名、さらにはもっと減少するとなれば、その人数の議員全員で全ての審議をすればいいだけのことである。定数が多いから部会に分けただけの話で。では、議員数が3、4名の村議会ではどうなるのか。それはその3、4名の議員と村長と審議をしているのではないかと。そのような議会は地方に行けばたくさんあり、そこでは当たり前なこと、成り立っているのではないかと。地方に行けばたくさん村議会があり、十分に機能しているのではないかと話された。人口300~400名の村では3、4名の村議会議員と村役場で議会が成り立っているところはいっぱいあるということで、つまり部会あつての議会でなく、議員定数あつての部会である。

ですから、定数削減は何も怖くない。現に全国の村議会が成り立っているのです。部会の人数が少なくなると一部意見が突出して間違った方向へ行ってしまおうという意見を踏まえてのことです。

以上2点、一つは冒頭に申し上げた署名活動の難しさ、大変さによる署名人数の少なさと、住民の総意とは同じではないということ。2つ目は、いくら定数削減になっても、議会運営に支障を来すことはないということです。

山北町は、現在、神奈川新聞の毎月の人口統計によれば、1万名を割り込み、9,800余名になっている。町の広報では1万400余名となっている。これは積算上の違いだと思う。今確実に山北町の人口は減少加速化に向かっていることは明らかである。今日の発達した通信機能を使えば、過疎の地域でも十分情報発信が伝わる時代になっている。したがって自分の集落自治体から議員を出さなければならないという発想は既に過去のものとなっている。また、かつて議員が担っていた各自治体の細かな陳情、要望は、自治会長に委ねられている。したがって、今の山北町の議員に求められていることは、もっと大きな視野の広いランドデザインを描くことであると考え。それが私たち住民の本当に町議員に求める姿だと思う。

続いて、紹介議員である原憲司議員から詳細説明が行われた。

原憲司議員。原憲司です。紹介議員ということで、私も議員定数の削減については、前からいろいろと考えていたところである。特に山北町の人口は、11月1日現在では、1万350人と非常に減ってきている。そういうことの中で、町の財政状況も厳しい状況の中にある中で、議員定数を減らすということも大事な一つではないかと考えている。そういうことの中で、14名を12名にしてはどうかということ提案した。あわせて、上郡5町の中では、中井町、松田町、開成町が12名に定数減をした。大井町については人口増もあり、現状維持ということであるが、そのような中で山北町も2名減の12名の議員定数にしたいということで提案をした。

瀬戸委員長。紹介議員から説明が終わったので、質問のある方はどうぞ。

児玉委員。2名削減し、12名にして選挙を目指すという請願であるが、問題は二つあり、山北町議会議員の定数を12名にすることといったところと、町議会議員選挙の実施を目指すというところであるが、この部分がうまくつ

ながらもなくて、12名にすると必ず選挙があるという根拠を示してほしい。

原憲司議員。12名にすると必ず選挙になるかどうかは、これから選挙に立候補する方が何名になるかによって変わってくると思う。いずれにしろ、今の14名が12名になれば選挙になることが確実であると思う。それが必ず選挙になるとは言い切れないと考えている。

児玉委員。必ず選挙になるかわからない未確定のことについて、請願の趣旨として、どうなのかという考えがある。町民の方の気持ちはここに反映されているし、署名活動をされたことには敬意を表しますが、請願文書表の中の趣旨においては余り合理的ではないのかなという思いである。

原憲司議員。来年4月に何名立候補するかで変わってくる。現在の議員が全員立候補するかと言い切れるかどうか疑問の一つであり、これからの論議で変わってくると思う。

小栗委員。本請願については二つの要点がある。一つは2名の議員定数削減であり、二つ目は次回4月の選挙は無投票にさせないということである。この2つ目の選挙をしなければいけないというところがわからない。来春選挙をすることとするならば、本請願の署名された人の中から何人か立候補されれば、確実に選挙になる。このことを紹介議員として、どのように代表者や周囲の人に説明したのか伺う。

原憲司議員。その部分については説明していない。選挙になる、ならないは議員各自のこれからの行動によって変わってくると思う。町民として選挙があったほうが、議員としての役割が十分充実していくことと考えている。

小栗委員。本当に選挙にしなければいけないということを代表の方や町民の方と相談して、人数がオーバーすれば選挙になるわけであり、その辺の指導をきちっとしていただけたらと思う。この2名減については再考する考えはあるが、私たちは平成23年9月に第1回の議会のあり方検討委員会を設立し、全員参加で、13回の会議で定数の問題を議論してきた。その結果、行政改革ではなく、議会改革であるという中から、町民の声を中央の議会にどのようにつなげていくか。それが我々の使命ではないかということで、議論してきた。結果として9月定例会で民主主義多数決のルールで決めた。このあたりのことを請願者に十分伝えてきたのかどうか質問する。さらに、2名減

して必ず選挙があるのか。12名しか立候補せず、再び無投票であったら、次は10名なのか、そのあたりのお考えはいかがか。

原憲司議員。1点目の議員定数についてはこれから論議もあると思う。また以前から議論をしてきたことは事実である。その当時と今の山北町の人口を比べると非常に減っている。人口減の中で議員定数を減らすのが通常ではないかと考えている。

先ほども申したが、中井町、松田町、開成町で議員定数を削減している、大井町では人口が増であるから現状維持という対応であるから、山北町も選挙になるか、ならないかは別として、町民の声として議員定数削減ではないかと考えている。

2点目の問題については、現在の議員14名が次回全員立候補するのかということも不明であり、新しい人も出てくるかもしれないという中で、町民の声を反映させていくのが議員の役割であると考えている。

小栗委員。我々は町民の代弁者であるから、町民の意見を聞くということは14人の耳と、12人の耳では14人の耳のほうが多く聞こえるのではないか。例えば三保、清水、共和地区で一番苦しんでいる問題は、鳥獣被害の問題である。町の周辺地域の問題を行政に伝えていく上で、町中心部にいる議員が理解できるかどうか。そのような意見を常に拾えるかどうか。その部分はどう考えているのか。議会改革というのは皆さんの意思を伝えていくきっちりした組織をつくることであると思うがいかがか。中心部に生活基盤のある議員が台風のあった次の日の朝交通状況のチェックに周辺部へ来て、チェックしてくれるのかどうか。そのような状態の中から、議員の必要性を代表者や町民の方に説いたのかどうか伺う。

原憲司議員。私は、議員として自分の周辺地域だけでなく、山北町全体をしっかりと見据えていくのが、役割であると考えている。確かに、中心地域の人が周辺部まで目が届くのかということは理解できるが、地元の人たちと十分話し合いをする中で、変えていくということが議員の役割であると考えている。

小栗委員。それはやはりきれいごとである感は否めない。頼りにされるのは近くの議員である。2名減員すると、当選ラインが現在350票から400票で

あるのが550票くらいになる。そうすると清水地区は、議員一人は何とかなる。共和は票数がはるかに足らなくなる。そのとき共和の人の総意を外の人が十分に拾えるかどうか疑問である。このようなことを考えると今の定数が残ればよいと考えている。オール山北の議員とは言いながら、本当にそれができるのか。選挙になれば票の取り合いである。三保の人は三保で何とかなるかということにならない。当然、三保にゆかりとか、親戚のある人は三保からいただく。共和からいただく。そのようなことを考えた中で、本当に地域の困っていることを伝えるような、議会の組織が存続すると思っているのか。私は思っていないので質問している。

原憲司議員。中心部の議員であっても、周辺部の町民の意見も聞きながら対応していくことが議員の役割であると考えている。

井上委員。台風のと看、清水地区の峰の沢の問題があつたが、三保、清水、共和の議員は対応策をずっと考へている。清水地区から出ている小栗委員は、皆さんが時期を過ぎたからといったときも、どうしたら安全に住民の身体、生命、財産が守られるか、ずっと考へてきている。その他の方々はいくらオール山北といつても、実際考へていないのではないか。実際できていないことをオール山北ということをよく理解できない。いかがか。

原憲司議員。おっしゃることはよく理解できるが、議会議員として町内全域をしっかりと把握していくことが議員としての役割であり、町民の声をみんなから聞くということが大切なことであり、人口減少の中で議員定数を減らし、新しい議会議員を構築していくことが必要であるとする。

瀬戸委員長。議論が堂々めぐりしているので、ここで原議員に対する質問は打ち切り、これから各自の意見を述べていただくこととする。熊澤委員。

熊澤委員。先ほど、委員会の人数がという話が出たが、現在の委員会の人数で活発に活動し、いろいろなところに出向いて行ったり、研修を受けたりして、町の必要なことは提案していく。今までの議会改革の中で、一番活発にできたと感じている。であるので、2名削減でなく、現在の人数で住民の皆さんの福祉の向上に努めていきたいと思うので、2名削減は反対で14名で思っている。

藤原委員。私は、総務環境常任委員会と広報分科会に所属している。先ほ

ど町への参加意識の減退とのお話があったが、そのようにならないように、懸命にやっている。請願文書の中にあるように、2名削減しても議会はやっていけるであろうが、議会の質としては間違いなく低下すると思う。私は現状のまま14名でということ意見を意見とします。

井上委員。選挙をやったほうがよいということは賛成です。選挙がないということは好ましくないと思う。しかし、議員定数を減らせば選挙になるかどうかという問題と、選挙になるということが本当にリンクして、正しい考え方が導かれるかどうか、やや疑問がある。例えば12人にして選挙があるかどうか。では、10人にしてどうかという部分がよくわかっていない。選挙になるかもしれない可能性が出てくることは確かである。全町民の方が心配している選挙の有無であるけれども、本音は議員の質を問われているのではないかと思う。今の議員の質で14人のままで行ったら議会費がもったいないということを言われているのだと思う。だから12人に減らして選挙をやれば質が上がるのではないかというところが、本音の意見ではないかと思っている。そのことはそうであると思う。

しかし、議員の質を問われたときに、それでは一体議員とはどういうことなのかということである。議員は町民の意見を聞いて町政にどう反映するか。このことが一番大切なことであるが、議論の中心にはなっていない。中心になっていないということは、定数の減をすればいいということではないと思う。12人になっても、その質を問うような議論をしていかなければ、次は10人にしろ、になる。今私たちが問われているのは、本気でどうやったら住民の意見を吸収でき、どうやったらより以上の議会運営ができるかということ先進地に学んでやっていくことが大事だと思う。質を問われているのだから、質を高めていくような議論をしていかなければ12人にしたとしても、次は10人にしろ、ということとなると考える。であるから議論の仕方がずれているような気がする。

児玉委員。2名減らして選挙になるかどうかは未確定な部分である。請願の趣旨は、選挙の実施を目指すことを求めるとなっているが、議会に求められても、そこは議会の権限に属さない。そうであればこの請願は不採択とするほかない。

また、紹介議員の意見、陳述者の陳述の中では、これから議会議員に求めるのは、町民の声を聞いたり、新しい議会の役割、大きな視野とかグランドデザインを求めるとのことだが、そうであれば定数を減らすのではなく、本当はふやしたいところだが、現状の定数を維持してより多くの目と耳を持って対応していくべきである。議会改革は今後もやり続けていかなければならない。そのためには町民との距離を近くして、意見を吸い上げる場を多くつくっていかなければならない。そういったことから現在の定数14名のままのほうがよい。以上のことから本請願は不採択とするべきである。

原委員。町の人口が減ってきている。また、町の財政状況も減ってきている状況なので、議員定数も減らして、議員として対応していくべきではないか。他の市町村においても、議員定数を減らしたところもあるので、全体的な考えの中で、減らしたほうがよいという考えである。

石田委員。定数の削減に賛成派である。その理由を述べる前に、請願者に一言申し上げたい。無投票にならないため、また無投票を許さないのが削減理由で、300名ほどの署名が集まっているということなので、その中から多数の方が立候補すれば、この理由は全く説得力がないものとなる。前回無投票になった大きな原因はなり手不足だと思う。このなり手不足は、私たちが町民にとって身近で関心を持てる議会としてこなかった、これは私たちの責任であると思うが、現在議員の立場は非常に難しく、報酬だけでは生活できない。議員年金も廃止されたということで、町を変えようという意気込みを持った若者が立候補しにくい状況である。

また、そのほかのなり手不足の要因としては、職業の選択肢がふえてきたという中、農業従事者や個人事業主が減少したことによる社会形態の変化が、なり手不足に拍車をかけているのではないかと分析している。山北町だけの問題ではないということを理解してもらいたい。

先ほどから議員を減らすと町民の声が届かない、やまつきからの声が届かない、地域の見回りができない、政策能力が落ちるのではないかという問題が出ていたが、言っていることはわかるが、それは財政に余裕があるときの話であって、町の現状を考えると、そのような余裕のある話をしている場合ではないと思う。削減して議会能力が落ちるといっているのであれば、アイデアを

出して、自治会長、地域の方々、あるいはサポーター制度など工夫次第で地域の声を拾い上げることはできると思う。それらを踏まえて、削減理由を申し上げると、町の人口は4年で1,049人減少して、1万人を切る瀬戸際である。高齢化率は38.6%と年々高くなり、医療費等町民に係る経費も増加の経緯をたどっている。生産年齢人口は年々減少して、それに伴い町税は10年連続減少している。このような厳しい現実を直視すると、議会も決断の時期が来ているのではないか。2名削減しても大きな改革にはならないが、議会も痛みを伴う決断をして、町民や行政と力を合わせて、安心・安全な豊かに暮らせるまちづくりをしていかなければならないという思いで、削減に賛成する立場である。

瀬戸恵津子委員。請願の文書がおかしいのではないかという意見もあるが、確かに粗削りであるが、定数削減のこと、選挙の実施を求めるという内容だが、これについて解釈すると、冒頭陳述で述べられたように、定数を決めるのは議会であり、議会議員でなければ決められないということ。選挙になるかは町民、皆さんの考えであるということで、ボールは両方にある。定数はとにかく議会でなければ決められない。選挙があるかどうか分からない、また2期連続8年かどうかは分からないということだが、分からない将来のことを言っているということは危機を感じて言っていると思うが、必ず選挙になるかわからないが、可能性を求めて、あるかわからないがあるかもしれない、このことによって町民の方が、よし頑張ってみようという機運が起こるかもわからない、将来のことだからわからない、ですから多少のリスクはあるが、可能性にかけて、こういった表現をしていると酌み取った。

定数削減については、多数決で決めたということだが、民主主義は多数決だというが4年、その前から将来のことを考えて2名削減しても、14名でなければできないというわけではないと思う。12名でもできるようにしていかなければならないのが、議会改革をやっている中での、この4年間においては、平成27年1月から始まった議会基本条例だが、その効果が目に見えてきていると思う。いろんな改革をしながら議員も一生懸命に取り組んでいる。請願においても、議員の皆さんがおかしいのではないかというズレがあるということ自体、町民の方に議会の中の内容が伝わっていない、開かれた議会

ではないということ突きつけられている。議会にはいろいろな問題が突きつけられている。人口減少においても、ただの人口減少ではなく、生産年齢人口が極端に少ないという状況である。これからのことに真剣に取り組まなければならない。町のことを考えなければという状況であることに対して、議員がなぜ14名でなければできないという考え方自体、もっと前向きに考えてやっていかなければならないということで削減に賛成である。

請願者は議会の本質がわかっていないということを感じられる方もいるようだが、こういったこと自体もこれから町民の方に、議会の内容を公開していかなければ、伝わっていかないというあかしだと思うので、今後も励んでいかなければと思っているわけだから、12名でも大丈夫ではないかという趣旨である。

小栗委員。行政改革というのは、組織を見直して無駄を省き、お金がかからないような組織をつくることである。議会改革はいかに住民の声を届けて、いい町をつくるかという組織を見直すことである。財政面が苦しくなるから議員を減らすという議論が本当にいいのかと疑問である。多くの意見を聞くのであれば、人数をそのままにしたって、財政が苦しければ議員の歳費を減らせばいいのではないか。議員の歳費を減らすことによって、若い方に魅力がない、立候補する人が少なくなるということも困る。そういった意味の中では、議会改革の中で、議会はどうあるべきか、住民の意見をどう吸い上げるかという組織を見直すこと。その組織が十分に動くかどうか。動くというのは、住民の意見が十分に吸い上げられるかどうか、それにはどれだけの議員が必要かと考えると、より多い方が住民の意見を吸い上げられると思う。しかし、財政面を考えたときに苦しいだろうと、今の人数でどうなのかというときに、今の人数でだめならば、歳費を減らしても人数の確保はできるのではないかという理論は十分にしていない。その辺は考える必要はある。

最終的な意見としては、平成23年から議論をしてきたが、議論は議員だけの内部議論であった。これは十分に反省すべき点である。町民の意見を交えた中の最終結論であったかということ、そうでなかったかもしれない。そういった中で、今回2名削減とするようもう一度、見直してほしいという請願があったということについては、深く反省すべきである。議員だけの議論で決

めてきた。そこにもう一度帰って、町民の皆さんの意見を聞いて、最終的に決め直そうということも必要ではないかと思う。定数については、14名の現状とするが、2名減の考え方については、深く反省するとともに、もう一度、町民の方の意見を聞きながら、時間をかけて検討をしてもいいのではないかと思う。

川村委員。定数を14名を12名にすることと、選挙をすることの二つについてだが、最初見たときからおかしいと思った。選挙をすることと、定数削減は別問題でなければならない。広い範囲の向原地区でも一人しか出ていない。なぜかというところが出る人がいないということである。300名ほどの署名を集めたということだが、その中から立候補者が出れば、14名でも12名でも選挙になるはずだ。行政改革は少しでもお金を減らすという考えであるが、議会改革はそうではないということである。

渡辺委員。請願に対して賛成の立場で意見を述べる。この請願は二つの柱がある。定数減2名、それと同時に定数減をして選挙をやるべきだという2点である。選挙についての考えについてだが、立候補者が定数を超えずに無投票当選になってしまうことに対して、選挙になるかどうかは必ずしも定数で決まるものではないと思う。しかし、地域に密着した議員は、当然、選挙で選ばれるべきことを認識していなければならないと思っている。みずから立候補するか、住民、地域の皆さんが、組織を含めて候補者を擁立することが望ましいと考える。請願に対して、主たる趣旨は2名減ということだと捉えている。歴史にない人口減ということで、10年間で16%、町民税も10年間で23%減ってきている。そういった中で、全体的に見て縮小していくべきではないかと思っている。行政をチェックする議員が、みずからを律しないと町民の皆さんに対して、しっかりしたことを言えなくなるのではないかという面もある。議員一人一人が資質を向上して、地域をくまなく把握する、そして一丸となって審議すれば定数2名減にしても、議会運営上支障はないと判断している。これから清水地区にスマートインターチェンジができて、中央につながっていく。地域割りの発想ではなく、大きな視野に立って、グランドデザインを描く、議員みずから判断していかなければならない。そのようなことから請願に賛成する。

庄野委員。幅広い層の方が署名されたようだが、やる気のある方に出てもらわないとしょうがないと思う。選挙を実施してほしいということだが、定数をオーバーしないと選挙にならないわけで、ぜひ発奮して立候補してほしい。

鈴木副委員長。請願の趣旨は2名削減、選挙の実施という2本柱となっているところで、どうなのかと思っていた。先ほど請願者は議会の本質がわかっていないのではないかという発言があったが、そうならば紹介議員ともう少し話し合いができればよかったのではないか。町民の代表として議会、議員が成り立っていく人数が何人かということで考えた。民意の吸収、チェック機関の役割を果たすには、12名の目や耳よりも14名の目と耳が必要と感じている。以前は定数を18名から14名に減らした時期もある。減らした後の委員会活動をやってきた中で、14名は必要と感じている。行政改革と議会改革は違うということで、民意の吸収がどれくらいできて、それをどう町に伝えるか。町の将来を見据えた中で議論ができるかどうかの問題である。定数は現状の14名は必要である。

瀬戸委員長。各委員の意見が出ました。各委員の意見について質問のある方がいらっしゃいましたらどうぞ。

井上委員。財政の問題を言われた方へ伺う。人口が減って町民税が落ち込んでいる。であるから定数を減らしてしまうという意見は理解できるが、違った考えでの議論になっている。今まで財政の問題と議員定数の減についての議論をしてこなかった。なぜ今まで財政と議員定数の問題がなぜ議論できなかったのか伺いたい。

渡辺委員。町民税の関係で申し上げたが、議員の報酬は町単独財源であり、国や県から補助金があるわけではない。一人一人の報酬は低いですが、町民の皆様の税で賄われているという意味で出した。

井上委員。そのような考えであればもう少し違う角度から議論すべきではないか。12人ならば適正なのかということや2040年には山北町の人口が半分になるという説もある。そんな中で、人口問題と財政について議論をするときに、財政の問題をきちんと認識するような議論をつくっていかないといけない、問題点がずれてしまう。12人でもできると思うし、10人でもできるの

ではないかと思う。10人か8人にして、財政の問題を議論して、これだけの費用が必要だということがなぜつけれないのか。いかがか。

渡辺委員。議員定数の基準というのが決まっていない。人口何人に何名という考えもある。しかし、今起こっているのは、今までにない人口減であり、前と比べて考えるべきかな、と思う。

井上委員。12人に削減することの議論はいいが、質の問題はどうするか。12人の質が上がらなければ、これは10人になる。10人の質が上がらないと8人になる。しまいには半分でいいということになっていく。その辺はどう考えるか。

瀬戸恵津子委員。議員の質については、仮にも立候補してくる議員候補者はそれなりの資質をお持ちと考える。財政の話が出たが、収入が落ち込んで、人数は多いほうがいい。現行が理想であると思う。大学の教授も理想であると話があった。議員の質というのは選ぶという選択肢がなければできないのであって、今そのもとをやっている。財政、人口、社会情勢を合わせて相対的に判断することが、私たちに求められるということではないか。政治は理想ではなく、現実であるということではないか。

井上委員。町民の皆様が議会に対して、このように真剣に言ってくれることが本当にありがたい。これから、もう少し本気になって、住民の意見を吸収していくことはいいと思う。住民の本音は、議員は一生懸命やっていないというのがあがると思う。そんな議員は要らないのではないかとというのが本音だと思う。一生懸命やっていないと見られているのは何かということ議論しなければいけない。その辺を町民の方々に見られている。

小栗委員。我々一人一人が、今何が課題かわかっていない。例えば新東名高速道路インターチェンジ関連や山砂利跡地再利用の問題、鳥獣被害の問題、農地保全荒廃防止の問題、ジビエ再利用の問題、10年後の町の姿を思いながら、執行者への提案をしたりすることが必要ではないか。問題解決にはより多くの知恵をかりたほうがよいと考える。財政の問題で議員定数を減にする必要があれば、議員の報酬を下げ、12人分の報酬で14人定数としたほうがよい。次世代を担う後輩にどのような山北町を伝えていくのか、これを考え行動してかなければならないと思う。

議員定数については、自分たちだけで議論して、町民の意見を聞く耳がなかったと思う。議員定数については、再度まないたに上げて議論してもいいと思う。

石田委員。現状維持の定数で報酬を減らせばいいという意見でありましたが、ますます、なり手不足に陥ると思うので、その意見に対しては反対である。

以上で質疑を終了し、引き続き採決が行われ、賛成少数で不採択とされました。

以上をもちまして、山北町議会議員の定数2名削減と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願に関する特別委員会に付託された請願第5号、山北町議会議員の定数2名削減と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願書についての審議結果の報告を終了といたします。

以上です。

議長 付託請願に対する特別委員会の審査報告が終わりましたので、請願第5号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、これから討論を行います。討論はありませんか。

それでは、最初に委員長報告、つまり不採択に反対者の発言を許します。

反対者の討論はありますか。

瀬戸恵津子議員。

8番 瀬戸 瀬戸でございます。

私は委員長報告に反対し、請願に対し、賛成の立場で討論いたします。

まず、この請願は議会が定数削減を決め、選挙において無投票でなく、投票行為ができる状況をつくってほしいという趣旨でございます。次の選挙の実現を目指すということは、自分たちもともに無投票にならないよう努力するということが込められていると理解いたしました。

この請願書の中での定数削減と、また無投票となるかならないかは、町民の中ではつながっていると感じております。このような町民の声は決して見過ごすことはできません。この300名以上の署名は、一定の数値で形としてあらわれております。

よって私は請願5号を委員長報告に対して、反対の立場での討論とさせていただきます。

議長 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。

児玉洋一議員。

4番 児玉 玉 4番、児玉洋一でございます。

私は、請願第5号、山北町議会議員の定数2名削減と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願書の不採択とする委員長報告について賛成。請願原案に対し、反対の立場で討論をいたします。

本請願文書の件名及び請願理由については、山北町議会議員の定数2名削減という部分と、来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求めるという二つの内容が混同した請願であると読み取れます。

議会議員の定数2名削減については、本年9月の第3回定例会において、定数削減条例が発議され、原案否決で採択されました。

その際、私も原案に反対の立場で討論に立ち、反対理由を述べさせていただいておりますので、今回、改めて定数2名削減の請願に関しては同様の理由で削減には反対とし、現状の14名が適当であると判断をします。

また、「来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める」、このことについての請願については、その理由に無投票とならないために削減したほうがいいとありました。来春4月の町議会議員選挙が定数2名を削減すれば選挙になるのかは不確定要素であり、これは議会が判断できる内容ではありません。今回の請願に賛同し、署名をいただいた地域住民は300名にも及ぶと伺いました。選挙にすることを求めるのであれば、必ず選挙になるように、ぜひこうした賛同者の中から多くの候補者が出たら解決することです。すなわち、選挙にするか、しないかを決めるのは、我々議会ではなく、選挙人でもある町民自身にあるとも言えます。そして、当然、我々議会議員も現状の議会議員も町民であります。より多くの町民の声を聞く。これからの町の課題解決に向け、大きな視野を持ってグランドデザインを描く、こうした内容については特別委員会の中でも、これからの議会議員に求めるものとして意見もありました。議会は経費や定数削減、選挙のためだけではなく、こうした町の将来を見据えて、より強固な議会運営をしていかななくてはなり

ません。

以上のことから、本請願の委員長報告について賛成。請願原案について反対討論といたします。

以上です。

議長 次に、反対者の討論を許します。

石田照子議員。

6 番 石 田 6 番、石田照子でございます。

私は、ただいま委員長報告のこのたび提出されました請願に対する不採択に反対であり、請願原案に賛成の立場で討論いたします。

山北町議会議員の定数 2 名削減と 2 期 8 年の無投票を許さない会から提出されました請願は、無投票にならないために削減したほうがよいとの理由で出されました。

この削減理由には賛同できませんが、無投票の大きな原因はなり手不足であると考えます。多くの町民が議会に関心が持てず、結果なり手不足になっているのであれば、町民により身近で関心の持てる議会にしてこなかった私たち議員の責任は大きいと感じます。

しかし、今回短い期間で多くの署名が集まったとのことでありますから、削減理由が無投票にならないため、無投票を許さないという理由であるならば、その有志の方々の中から立候補者が多数出れば、必ず選挙になるはずですから理由削減としては少々説得力に欠けます。

今、議員の立場が非常に難しく現報酬では生活は厳しく、議員年金は 7 年前から廃止され、町を変えようという意気込みのある若い方は立候補しにくい状況にあります。

また、議員のなり手不足の要因として、職業の選択肢がふえ、農業従事者や個人事業者が減少したことなど、社会形態の変化も一因にあると思います。このなり手不足は、山北町だけの問題ではないことを御理解いただきたいと思います。

高齢化が進み、町全体の人口が 1 万人を切るかどうかの瀬戸際の中、働き盛りの生産年齢人口の減少、基幹財源の町税は 10 年連続減少している現実を目を向けると、もはや議会が人口増に向けて議論や町が抱える喫緊の課題に

向けて総力を挙げて取り組んでいくんだから、削減はできないというレベルではないと感じます。

削減理由は異なりますが、山北町議会議員の定数を2名削減するとの趣旨には賛同できますので、このたび提出されました請願に賛成をいたします。

以上です。

議長 次に賛成者の発言を許します。

鈴木登志子議員。

9番鈴木 鈴木登志子でございます。

私は山北町議会議員の定数2名削減と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願書に対する委員長報告の賛成と原案に反対する立場で発言いたします。

2名を減らして12名でよいという具体的な理由が見当たらない。民意の吸収、チェック機関などの議会の役割は何人であれば果たされていくのかの研修会を受けたり、またあり方検討委員会でも全員で検討議論してまいりました。

しかしながら、4月に行ってきた議会報告会では、御意見をいただいた経緯もございますが、町民の本音は、議員は何をやっているかわからない。そんな議員は要らない、との指摘ではないかとの反省もあります。議会は町民の声を聞き、町政に届ける大きな役割があり、大勢の声も小さな声も行政に届けるためには、また急速な人口減少、少子高齢化の現状である山北町では課題は山積しております。

現時点では、将来を見据えた議論ができる議員定数は14名で維持が必要であると判断し、賛成します。

委員長報告には賛成します。原案には反対いたします。

以上でございます。

議長 次に、委員長報告、つまり不採択に反対者の発言を許します。

ございませんか。

それでは、委員長報告に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

それでは、ほかに討論ございませんね。よろしいですか。

以上で討論を終わり、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、請願第5号を採決いたします。請願を採択することに賛成者は挙手願います。請願に賛成者。請願を採択することに賛成者は挙手願います。

(挙手少数)

議長 挙手少数。よって請願第5号は不採択することと決定されました。
日程第3、南足柄市外二ヶ町組合議会議員の選挙についてを議題といたします。内容については、事務局より説明をさせていただきます。

事務局長。

事務局長 それでは、お手元に配付してあります選挙についてを朗読させていただきます。

南足柄市外二ヶ町組合議会議員の選挙について、南足柄市外二ヶ町組合議会議員の任期が平成31年2月9日をもって満了となるため、同組合規則第5条第2項の規定により、次のとおり選挙する。

1、組合議会議員1名。2、任期。平成31年2月10日から平成35年2月9日まで、山北町選出の組合議会議員の推薦候補者、氏名、武井敦。住所、山北町岸2477番地。生年月日、昭和30年8月1日。職業、農業

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議長が指名することに決定いたしました。

南足柄市外二ヶ町組合議会議員に武井敦さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した武井敦さんを当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、南足柄市外二ヶ町組合議会議員には、武井敦さんが当選人に決定いたしました。

日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として別紙のとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第5、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議会運営委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、全日程を終了いたしましたので、平成30年第4回山北町議会定例会を閉会いたします。

それでは10時30分より全員協議会を開催いたしますので、401会議室にお集まりください。(午前10時15分)